

6 職員の服務の状況

職員の服務については、法第30条に服務の根本基準が定められているほか、法令等及び上司の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などの義務や制限が課されています。

これらの服務規律を保持するため、懲戒制度の適切な運用に努めているほか、日ごろから職員に対して注意を喚起し、その徹底を図っています。

令和2年度の服務規律の遵守に関する主な取組状況は、次のとおりです。

任命権者	取組内容	周知方法等
各任命権者	職員の服務規律の厳正な保持について、夏季休暇取得時期の7月上旬に、年末年始の休暇に向けて12月上旬に、その他必要に応じて会計年度任用職員を含む全職員に対して周知徹底を図りました。	文書により職員への周知を図ったほか、各所属における会議、打合せ等の場で所属職員への周知徹底に努めました。